

議案第122号

福岡都市圏南部環境事業組合同規約の一部変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成30年 6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡都市圏南部環境事業組合の構成団体である筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、当該組合の規約の一部変更に関し関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡都市圏南部環境事業組合同規約の一部変更に関する協議について

福岡都市圏南部環境事業組合同規約の一部を次のように変更することについて、関係市町と協議する。

福岡都市圏南部環境事業組合同規約の一部を改正する規約

福岡都市圏南部環境事業組合同規約（平成18年地第352号許可）の一部を次のように改正する。

本則中「関係市町」を「関係市」に改める。

第2条中「次の市町」を「次の市」に、「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

第4条中「春日市」を「春日市大字下白水104番地5」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。